

～ 解体工事に伴う役所への手続きについて ～

解体工事を行う前に、解体する建築物の立地・環境により、役所へ提出すべき書類や申請が必要です

■建設リサイクル法

床面積が **80㎡ 以上** の建設物の解体を行う場合、着工の **1週間前までに** 管轄の役所へ届出。

■特定建設作業実施届出書

騒音・振動を発生する作業については、実施届出書を提出する。

作業開始の **7日前までに** (届出日と工事開始日の中7日空ける) 各環境局保全監視グループへ届出。

※ 土・日・祝 は閉庁している。

■石綿(アスベスト)の事前調査

解体工事開始までに発注者に対し、事前調査書面を交付し説明しなければならない。

アスベストの使用有無に関わらず、掲示板を公衆の見やすい箇所に表示する。

⇒ アスベスト使用の解体の場合、解体作業開始日の **14日前までに** 環境部へ届出する。

※届出日と工事開始日の中14日空ける。

■道路使用許可申請手続き

工事中に道路上に車を停める場合、道路使用許可の申請が必要。

道路使用場所を管轄する警察署へ申請。

※原則とし、許可証の交付まで 7日間程 かかる。 (休日は除く)

■通行禁止道路通行許可申請手続き

道路標識により通行禁止されている道路を通行する場合は、警察署長の許可が必要。

管轄の警察署へ届出。

※許可証の交付まで 5日間程 かかる。 (休日は除く)

【ライフラインの停止申請】

・工事に入る際、電気・ガス・電話等の停止手続きをとる必要がある。

※遅くとも 1週間前までに 連絡をとる。

・解体の際、水道は散水に必要なため工事の間は使用できるよう水道局へ連絡する。

※メーターの取付け立合いの場合有り。